



平成21年度からの  
新たな  
リフォーム減税で  
(バリアフリー・省エネ)  
さらにおトクに  
なりました!



リフォームをグッと身近にする

減税 補助・融資

の支援制度を知っていますか?

バリアフリー



# 住宅リフォーム 助成制度 活用の すすめ

BEFORE  
AFTER



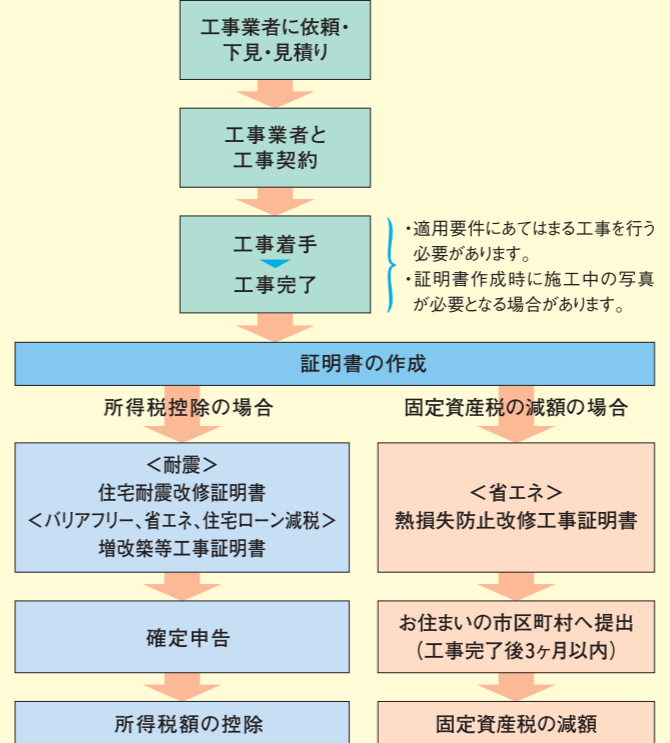
耐震



監修：国土交通省住宅局  
協力：経済産業省、厚生労働省、  
独立行政法人 住宅金融支援機構

## 支援制度ご利用にあたって

### ●所得税額の控除と固定資産税の減額の適用を受けるための手続き例



### ●「住宅耐震改修証明書」の取得方法

- 地方公共団体、建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関のいずれかに①～③の書類を提出し、作成を依頼します。
- ① 申請家屋の所在地及び建築年月日が確認できる書類  
(例) 登記事項証明書、建築確認済証、固定資産税の課税証明書  
建築年月日が記載された耐震診断書
  - ② 住宅耐震改修をしたことが確認できる書類  
(例) 耐震改修工事の設計書、耐震改修工事前後の平面図  
耐震改修工事後の耐震診断書、耐震改修工事の写真
  - ③ 申請者が負担した住宅耐震改修の費用の額が確認できる書類  
(例) 耐震改修工事費用の領収書

### ●「増改築等工事証明書」の取得方法

- 建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関のいずれかに①～③の書類を提出し、作成を依頼します。
- ① 増改築等の工事を行った家屋の登記事項証明書
  - ② 工事請負契約書
  - ③ 適用要件を満たす工事であることがわかる設計図書その他設計に関する書類  
(注) 上記②の書類又はその写しがない場合は、上記②の書類又はその写しに代えて、次に掲げる書類又はその写しを提出する。  
イ 増改築等の工事に要した費用に係る領収書  
ロ 増改築等の工事が行われる前と行われた後のそれぞれの状況を示した写真がある場合は当該写真

### ●「熱損失防止改修工事証明書」の取得方法

- 建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関のいずれかに①～③の書類を提出し、作成を依頼します。
- ① 申請住宅の所在地が確認できる書類  
(例) 登記事項証明書、固定資産税の課税証明書
  - ② 熱損失防止改修工事をしたことがわかる書類  
(例) 熱損失防止改修工事の設計図書、熱損失防止改修工事前後の写真
  - ③ 申請者が負担した熱損失防止改修工事の費用の額が確認できる書類

### ●平成21年度の主な補助制度一覧

分野	制度名	制度概要	補助額	問い合わせ先
① 国の事業	耐震 住宅・建築物安全ストック形成事業	耐震性、アスベスト使用など安全性に問題のある住宅・建築物の調査・設計・改修等への支援を行う	各市区町村ごとによる	市区町村
	太陽光発電 住宅用太陽光発電導入支援対策補助事業	一定の要件を満たす太陽光発電設備の設置に対し補助	1kW当たり7万円	一般社団法人太陽光発電協会/ 太陽光発電普及拡大センター(J-PEC) TEL.043-239-6200
② 制度	介護保険法にもとづく住宅改修費の支給	住宅に対する要介護及び要支援の認定を受けた者の一定の住宅改修に対し支給	それぞれ20万円まで (このうちの9割が保険で支給、自己負担1割)	市区町村

注) 補助制度は、減税制度とは異なり、予算額や募集期間等が決まっているため、受付を終了している場合があります。詳しくは、問い合わせ先にご確認ください。

### ●住宅版エコポイント

平成21年12月8日に、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」が閣議決定され、「住宅版エコポイント制度の創設」が盛り込まれました。平成21年度第2次補正予算の成立を条件として、エコリフォーム又はエコ住宅の新築をされた方は、様々な商品・サービスと交換可能なエコポイントを取得できるようになります。制度の概要は、国土交通省ホームページ (<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/index.html>) をご覧ください。

住宅版エコポイントの相談窓口 (財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター TEL.03-3261-9358 (住宅版エコポイント専用)

- 申請方法・要件等のお問い合わせ
- 所得税の控除については、お住まいの地域を管轄する税務署へ
  - 固定資産税の減額・補助制度については、お住まいの都道府県・市区町村へ
  - 融資制度については、お近くの金融機関へ〔「高齢者向け返済特例制度」は(独)住宅金融支援機構へ〕

- リフォームについて  
聞きたい調べたい方は
- ①お住まいの都道府県・市区町村のリフォーム相談窓口 [窓ロリスト http://www2.refonet.jp/trsm/](http://www2.refonet.jp/trsm/)
  - ②財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター [相談専用電話 03-3556-5147](http://www.refonet.jp)
  - ③リフォームネット <http://www.refonet.jp>

監修：国土交通省住宅局 TEL.03-5253-8111 (代表)  
URL [http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/zeisei\\_index2.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/zeisei_index2.html)  
発行：一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会  
TEL.03-3556-5430 URL <http://www.j-reform.com>  
協力：経済産業省、厚生労働省、  
独立行政法人 住宅金融支援機構  
財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター  
TEL.03-3261-4567 (代表) URL <http://www.chord.or.jp>

# 「リフォーム」で住まいをもっと安全・安心・快適に!



## 耐震 リフォーム

地震から命を守るためには、建物の倒壊を防ぐことが第一です。しかし古い住宅では耐震性が現在の基準に比べて低いものが多く、大地震が起こったときに倒壊する危険性があります。補強工事で住宅の耐震性を高めて、あなたと家族の命や財産を守るのが「耐震リフォーム」です。

耐震リフォームには、以下のよう  
なものがあります。

- 基礎部分を補強。●固定荷重を少なくする。
- 壁を増やしてバランスよく配置。
- 筋かいを入れたり、構造用合板を張って壁を補強。
- 柱と梁、土台と柱、筋かいと梁などを金物でしっかり固定。など



※ まずは耐震診断でお住まいの耐震性能をしっかり把握し、それにあった適切な耐震改修をおこなうことが重要です。



## バリアフリー リフォーム

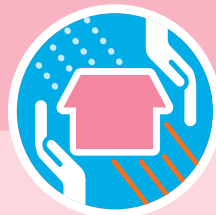
高齢化などに伴って身体機能が低下すると、住み慣れた家でも使いにくさを感じるようになり、段差でつまずいて転倒するなど家庭内事故につながることもあります。住宅の中でそれらの原因となるものを取り除き、わが家でできる限り自立した生活を続けられるようにするのが「バリアフリーリフォーム」です。

バリアフリーリフォームには、以下のよう  
なものがあります。

- 玄関やアプローチの段差を解消。
- 階段、廊下や浴室・トイレに手すりを設置。
- 車いすで使用できる出入口、トイレへの改善。
- 廊下や浴室の床をすべりにくい床材に変更。など



※ リフォームの進め方は一人ひとり異なります。自分の場合、どこに問題があって、どうしたいのか、課題と目標をしっかりと定めて計画することが重要です。

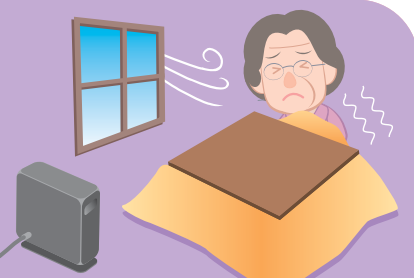


## 省エネ リフォーム

住宅の断熱性や気密性が低いと、余計な冷暖房費用がかかるだけでなく、身体に大きな負担を与えます。家のすき間から流入・流出する空気を少なくし、窓や壁から伝わる室外との温度差の影響を最小限にすることで、空調機器の効果を上げ、健康的で快適な暮らしを実現するのが「省エネリフォーム」です。

省エネリフォームには、以下のよう  
なものがあります。

- 窓などの開口部を二重サッシや複層ガラスに変更。
- 壁・床・天井などに断熱材を設置。
- 窓などの開口部や配管などの貫通部のすき間をなくす。
- 太陽光発電など自然エネルギーを利用。など



※ 地球環境への配慮の面からも、省エネへの取組みは非常に重要です。

# 支援制度をつかってリフォームすると

### Aさんの場合



耐震基準が新しくなる昭和56年5月以前に建てた家だから、しっかり補強して大地震に備えたい

### 耐震 リフォーム

リフォーム工事費……………250万円 (※3)  
●柱・壁などの補強

工事費全額を所持金にて支払う(借入れなし) 場合

市区町村の耐震改修補助……………-50万円 (※1)  
所得税額控除(耐震改修促進税制)……………-20万円 (初年度のみ)

実質支払総額……………180万円 (※2)

70万円  
おトク!

### Bさんの場合



高齢になってきた主人のために、風呂やトイレ、洗面所に介助のスペースが欲しいわ

### バリアフリー リフォーム

リフォーム工事費……………400万円 (※3)  
●浴室、トイレ、洗面所の間取り変更 など

400万円を借入れ、10年間で返済する場合(借入金利 年3.13%として試算)

支払総額(ローン返済総額)……………約 466万円

所得税額控除(バリアフリー改修促進税制)……………最大約 -26.4万円 (控除期間5年間の合計)

実質支払総額……………約 440万円 (※2)

26.4万円  
おトク!

### Cさんの場合



冷暖房にあまり頼らない冬暖かく、夏涼しい家にリフォームしたいな

### 省エネ リフォーム

リフォーム工事費……………350万円 (※3)  
●窓の取替、太陽光発電設備を設置

工事費全額を所持金にて支払う(借入れなし) 場合

所得税額控除(住宅リフォームに関する投資型減税)……………-30万円 (初年度のみ)

実質支払総額……………320万円 (※2)

30万円  
おトク!

### Dさんの場合



わが家も古くなったし、この際まとめて耐震やバリアフリー、省エネにも配慮したリフォームをしようかな

### 耐震 + バリアフリー + 省エネ リフォーム

リフォーム工事費……………850万円 (※3)  
●柱・壁などの補強  
●浴室、トイレ、洗面所の間取り変更  
●窓の取替、太陽光発電設備を設置

工事費全額を所持金にて支払う(借入れなし) 場合

市区町村の耐震改修補助……………約 -50万円 (※1)  
所得税額控除(耐震改修促進税制)……………約 -20万円 (初年度のみ)  
所得税額控除(住宅リフォームに関する投資型減税)……………約 -30万円 (初年度のみ)

実質支払総額……………約 750万円 (※2)

3種をまとめれば  
工事費も割安で  
おトクもBIG!

100万円  
おトク!

※1 お住まいの市区町村により異なります。 ※2 このほか、固定資産税についても減税措置があります。 ※3 工事費はイメージです。

さらに(独)住宅金融支援機構の **高齢者向け返済特例制度** を利用すると、借入に対する毎月の負担は利息分のみ! ※元金はお亡くなりになったときの一括返済

毎月の負担は  
利息分のみ!

くわしくはこちら

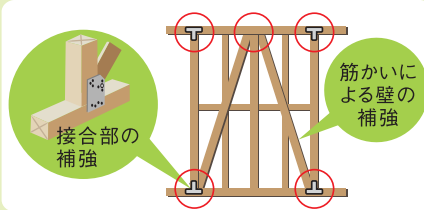
くわしくはこちら

# 減税制度

減税制度について、さらに詳しくお知りになりたい場合は、リフォネットHP (<http://www.refonet.jp>) の「おすすめコンテンツ」にある「リフォームの支援制度が知りたい」より「住宅リフォームに関する減税制度の概要」([http://www.refonet.jp/csm/info/fund/tax\\_reduction/index.html](http://www.refonet.jp/csm/info/fund/tax_reduction/index.html)) をご覧ください。



右記の時期・要件を満たす耐震改修工事をおこなった場合、次の税制優遇措置が受けられます。



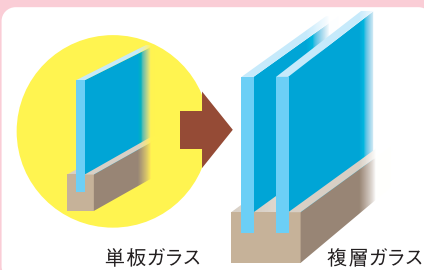
## 耐震

右記の時期・要件を満たすバリアフリー改修工事をおこなった場合、次の税制優遇措置が受けられます。



## バリアフリー

右記の時期・要件を満たす省エネ改修工事をおこなった場合、次の税制優遇措置が受けられます。



## 省エネ

## 所得税の控除

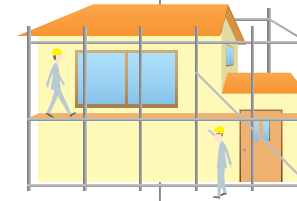
住宅リフォームに関する **投資型減税** (当該住宅に係る改修費用を対象)

A 耐震改修促進税制		
改修時期	控除期間	控除率
平成18年4月1日～平成25年12月31日	1年 工事を行った年分のみ適用	<b>10%</b> 控除対象限度額 200万円 ※1. 改修に要した費用の額と、改修に係る標準的な工事費用相当額※2とのいずれか少ない金額

- 適用要件**
- 耐震改修工事を行った者が自ら居住する住宅であること
  - 一定の区域内(適用区域:詳しくはお住まいの市区町村にお問合せ)※3における改修工事であること
  - 昭和56年5月31日以前の耐震基準により建築された住宅であること
  - 現行の耐震基準に適合させるための耐震改修をおこなうこと
  - 住宅耐震改修証明書等の必要書類\*を添付して確定申告すること

マンション共用部分の改修工事の場合は、全体工事費用のうち申請者が負担した費用の額が控除対象金額となります。

**ローン型減税** (当該リフォーム工事に係る住宅ローンの年末残高を対象)



- ※2. 標準的な工事費用相当額  
改修工事の種類ごとに標準的な工事費用の額として定められた単価に、当該改修工事を行った床面積等乗じて計算した金額。  
※3. 適用区域について  
地方公共団体が耐震改修計画に基づき耐震改修工事を補助している地域に加え、平成21年1月1日より地方公共団体が耐震診断のみを補助している地域が新たに含まれました。また、補助金の下限要件も撤廃されました。

**B 所得税額の特別控除**

改修後の居住開始日	控除期間	控除率
平成21年4月1日～平成22年12月31日	1年 原則、工事を行った年分のみ適用。 新たに要介護・要支援状態区分が3段階以上上昇して、適用対象工事を行った場合は再適用あり	<b>10%</b> 控除対象限度額 200万円 ※1. 改修に要した費用の額と、改修に係る標準的な工事費用相当額※2とのいずれか少ない金額

- 適用要件**
- 次のいずれかに該当する者が自ら所有し居住する住宅であること
    - 50歳以上の者
    - 要介護又は要支援の認定を受けている者
    - 障害者
  - 一定のバリアフリー改修工事が次のいずれかに該当すること
    - 通路等の拡幅
    - ②若しくは③に該当する親族又は65歳以上の親族のいずれかと同居している者
  - ② 階段の勾配の緩和  
③ 浴室改良  
④ 便所改良  
⑤ 手すりの取付け  
⑥ 段差の解消  
⑦ 出入口の戸の改良
  - ⑧ 滑りにくい床材への取替え
  3. バリアフリー改修工事費用が30万円超であること
  4. 増改築等工事証明書等の必要書類\*を添付して確定申告すること

**D バリアフリー改修促進税制**

改修後の居住開始日	控除期間	控除率
平成19年4月1日～平成25年12月31日	5年	イ. 適用要件2. のバリアフリー改修工事に係る工事費相当部分 (イの控除対象限度額200万円) <b>2%</b> ロ. イ以外の工事費相当部分 <b>1%</b> 控除対象限度額(イ+ロ) 1,000万円

**C 所得税額の特別控除**

改修後の居住開始日	控除期間	控除率
平成21年4月1日～平成22年12月31日	1年 工事を行った年分のみ適用	<b>10%</b> 控除対象限度額 200万円 ※1. 改修に要した費用の額と、改修に係る標準的な工事費用相当額※2とのいずれか少ない金額 ※4. 併せて太陽光発電設備を設置する場合は控除対象限度額300万円

- 適用要件**
- 省エネ改修工事を行った者が自ら所有し、居住する住宅であること
  - 省エネ改修工事が次の要件を全て満たすこと
    - 全ての居室の窓全部の改修工事 又は①と併せておこなう②床の断熱改修工事、③天井の断熱改修工事、④壁の断熱改修工事、⑤太陽光発電設備設置工事(①～④については、改修部位がいずれも現行の省エネ基準(平成11年基準)以上の省エネ性能となるもの、⑤については一定のものに限る)であること
  - 省エネ改修工事費用が30万円を超えるもの(省エネ改修工事と同時に設置する太陽光発電設備の設置費用を含む)
  - 増改築等工事証明書等の必要書類\*を添付して確定申告すること

マンション共用部分の改修工事の場合は、全体工事費用のうち申請者が負担した費用の額が控除対象金額となります。

**E 省エネ改修促進税制**

改修後の居住開始日	控除期間	控除率
平成20年4月1日～平成25年12月31日	5年	イ. 特定の省エネ改修工事※5に係る工事費相当部分 (イの控除対象限度額200万円) <b>2%</b> ロ. イ以外の工事費相当部分 <b>1%</b> 控除対象限度額(イ+ロ) 1,000万円 ※5. 改修後の住宅全体の省エネ性能が現行の省エネ基準(平成11年基準)相当に上がると認められる工事

- 適用要件**
- 1と4は左に同じ
  - 省エネ改修工事が次の要件を全て満たすこと
    - 全ての居室の窓全部の改修工事 又は①と併せておこなう左の②～④の工事で、改修部位がいずれも現行の省エネ基準(平成11年基準)以上の省エネ性能となり、かつ改修後の住宅全体の省エネ性能が現状から一段階相当上がると認められること※6
  - 省エネ改修工事費用が30万円を超えるもの
  - ※6. ただし、平成21年4月1日～平成22年12月31日の間は、特定の省エネ改修工事以外の部分については下線部工事内容であること※6

## F 住宅ローン減税

住宅の新築、取得、増改築等をおこなった場合、住宅ローン等の年末残高の1%が10年間にわたり所得税額から控除されます。



改修後に居住を開始した日	控除対象借入限度額	控除期間	控除率	最大控除額
平成21年1月1日～平成22年12月31日	5,000万円	10年	1%	500万円
平成23年1月1日～平成24年12月31日	4,000万円			400万円
平成24年1月1日～平成25年12月31日	3,000万円			300万円
平成25年1月1日～平成26年12月31日	2,000万円			200万円
平成26年1月1日～平成27年12月31日	1,000万円			100万円

増改築等工事に係る適用要件(抜粋)

工事費100万円超及び増改築工事後の床面積が50㎡以上となる工事であること。また、工事をした家屋の床面積の2分の1以上が専ら自己の居住の用に供され、また、その部分に係る工事費用の額が工事全体の総額の2分の1以上であること。

個人住民税

平成21年1月1日～平成25年12月31日に居住を開始した方で、住宅ローン減税の控除額※7まで、所得税額から控除しきれない場合は、その分が個人住民税から控除されます。ただし、個人住民税からの控除額は、当該年分の所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じて得た額(最高9.75万円)が上限となります。  
※7. 毎年末のローン残高の1%

中古住宅を取得する場合について

耐火建築物は築25年以内、それ以外の建築物は築20年以内の建物でなければ住宅ローン減税の適用になりません。ただし、地震に対する安全性に係る基準に適合するものとして、住宅の取得日前2年以内に調査が行われた「耐震基準適合証明書」又は、耐震等級が評価された「住宅性能評価書の写し」により証明された建物については建築年数の制限はありません。

▶ 併用可能なパターンは (A+B) (A+C) (E+C) (A+B+C) (A+D) (A+E) (D+E) (A+D+E) (A+F)、ただし (B+C) の併用は合計で控除率10%、控除対象限度額200万円、併せて太陽光発電設備を設置する場合は控除対象限度額300万円、(D+E) の併用は合計で控除率2%の工事の控除対象限度額:200万円・全体の控除対象限度額:1,000万円  
★印の必要書類の書式は、リフォネットHPの減税制度の概要 ([http://www.refonet.jp/csm/info/fund/tax\\_reduction/index.html](http://www.refonet.jp/csm/info/fund/tax_reduction/index.html)) をご覧ください。

# 減税制度



耐震



バリアフリー



省エネ

## 固定資産税の減額

対象	改修をおこなう時期	期間	軽減額
当該家屋に係る 固定資産税額 (120㎡相当分まで)	平成18年～平成21年	3年間	1/2を減額
	平成22年～平成24年	2年間	1/2を減額
	平成25年～平成27年	1年間	1/2を減額

### 適用要件

1. 昭和57年1月1日以前から所在する住宅であること
2. 耐震改修費用が30万円以上であること
3. 耐震改修工事完了後3ヶ月以内に、物件所在の市区町村に証明書等の必要書類★を添付して申告すること

対象	改修をおこなう時期	期間	軽減額
当該家屋に係る 翌年度分の 固定資産税額 (100㎡相当分まで)	平成19年4月1日～ 平成22年3月31日 <small>※平成19年1月1日以前から存していた住宅のうち下表(適用要件)1.を満たす者が居住するもの(賃貸住宅を除く)</small>	1年間	1/3を減額

### 適用要件

1. 次のいずれかに該当する者が居住していること
  - ① 65歳以上の者
  - ② 要介護又は要支援の認定を受けている者
  - ③ 障害者
2. 一定のバリアフリー改修工事が次のいずれかに該当すること
  - ① 通路等の拡幅
  - ② 階段の勾配の緩和
  - ③ 浴室改良
  - ④ 便所改良
  - ⑤ 手すりの取付け
  - ⑥ 段差の解消
  - ⑦ 出入口の戸の改良
  - ⑧ 滑りにくい床材料への取替え
3. バリアフリー改修工事費用が30万円以上であること
4. バリアフリー改修工事完了後、3ヶ月以内に改修工事内容が確認できる書類★等を添付して市区町村に申告すること

対象	改修をおこなう時期	期間	軽減額
当該家屋に係る 翌年度分の 固定資産税額 (120㎡相当分まで)	平成20年4月1日～ 平成22年3月31日 <small>※平成20年1月1日以前から存していた住宅(賃貸住宅を除く)</small>	1年間	1/3を減額

### 適用要件

1. 省エネ改修工事が次の要件に該当すること
  - ① 窓の改修工事
 又は①と併せておこなう ② 床の断熱改修工事、③ 天井の断熱改修工事、④ 壁の断熱改修工事
2. 改修部位がいずれも現行の省エネ基準(平成11年基準)に新たに適合することになるもの
3. 省エネ改修工事費用が30万円以上であるもの
4. 省エネ改修工事完了後、3ヶ月以内に「熱損失防止改修工事証明書」および改修工事内容が確認できる書類★等を添付して市区町村に申告すること

# 補助制度

お住まいの地域により、以下のような助成を受けられることがあります。

## ① 住宅・建築物安全ストック形成事業による補助

- 地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、多くの地方公共団体では、耐震診断・耐震改修に対する補助を実施しています。  
※お住まいの市区町村、要件等により異なります。



耐震診断



耐震改修

## ② 地域住宅交付金による助成

- ①のほか、都道府県・市区町村により改修工事に対する独自の助成制度を設けている場合もあります。

補助制度の内容については、お住まいの都道府県・市区町村にお問い合わせください。



耐震補強をしながら、広々とした生活空間を確保した例



窓の断熱性の向上や、太陽光発電の導入を実施した例



# 融資制度

## 住宅金融支援機構・高齢者向け返済特例制度のご案内

住宅金融支援機構では、満60歳以上の方を対象としたリフォーム融資制度(「高齢者向け返済特例制度」)を設けています。



### 高齢者向け返済特例制度とは

**特徴1** 月々のご返済は利息のみと低く抑えられます。

例) 年3.13%で融資額500万円を借り入れた場合の毎月のご返済額の目安

一般的な返済方法 (10年元利均等返済) **48,580円** **元金 + 利息**

高齢者向け返済特例制度 **13,041円** **利息のみ**

**特徴2** 元金は申込ご本人(連帯債務者を含むすべてのお借入者)がお亡くなりになられたときの一括返済となります。

元金はお亡くなりになられたときに、相続される方が一括で返済されるか、あらかじめ担保提供された建物・土地の処分によりご返済いただきます。

■ **融資額** 1,000万円、または、住宅部分の工事費のうちいずれか低い額が上限です。また、審査の結果、限度額までご融資できないことがあります。

■ **融資金利** 借入申込時の金利が適用されます。

■ **対象となる工事** 以下の「バリアフリー工事」又は「耐震改修工事」を含むリフォーム工事をおこなう場合が対象です。

バリアフリー工事	次の①～③のいずれかの工事 ① 床の段差解消 ② 廊下及び居室の出入口の拡幅 ③ 浴室及び階段の手すり設置
耐震改修工事	次の①～③のいずれかの工事 ① 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に定める計画認定を受けた耐震改修計画に従っておこなう耐震改修工事 ② 機構の定める基準に該当する耐震補強工事 ③ 「木造住宅の耐震診断と補強方法」[(財)日本建築防災協会]その他の耐震診断の結果に基づきおこなう壁の補強工事等

高齢者向け返済特例制度をご利用いただく際の上記以外の条件等について、詳しくは(独)住宅金融支援機構にお問い合わせください。

お客様  
コールセンター

0570-0860-35  
営業時間 毎日 9:00～17:00 (祝日、年末年始は休業)

ホームページ

http://www.jhf.go.jp/

▶ 固定資産税については、バリアフリーと省エネの減額は併用可能ですが、耐震と他の2種類の減額は同じ年では併用できません。